

監査報告第1号
令和2年(2020年)5月14日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 三 上 洋 右
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査等(事務監査)

保健福祉局 高齢保健福祉部
障がい保健福祉部
東区 市民部
保健福祉部
白石区 市民部
保健福祉部
厚別区 市民部
保健福祉部

3 出資団体等監査

公益財団法人札幌市中小企業共済センター
一般財団法人札幌勤労者職業福祉センター
株式会社札幌エネルギー供給公社
公益財団法人札幌市防災協会
社会福祉法人北海道社会福祉事業団
公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会
ジェイ・アール北海道バス株式会社
一般社団法人札幌歯科医師会
札幌市児童育成会運営委員会

2 定期監査等(工事監査)

建設局 みどりの推進部
交通局 高速電車部

定 期 監 査

(事務監査)

令和元年度定期監査（事務）報告書

監査の範囲

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の方法

前記事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

また、特に「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った。

監査の期間

令和2年1月9日から同年3月26日まで

監査の結果

おおむね良好と認められ、重点項目について指摘及び意見はないが、次のとおり一部の部局において注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第1 指摘事項

1 支出事務

(1) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの

【保健福祉局障がい保健福祉部、厚別区市民部】

【厚別区市民部】

ア 役務契約に係る事務手続きにおいて、小額の役務の場合に正式な見積書を徴することなく業務を発注していたものや、仕様書で受託者に提出を求めている書類を受理しないまま履行検査を行っていたものなど、誤った事務処理が散見された。

今後は同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

【保健福祉局障がい保健福祉部】

イ 労働関係法令等の届出状況報告や履行体制についての確認書類など、仕様書で定める書類が提出されていないもののほか、指定管理施設の備品に

係る使用貸借契約の締結がなされていないものや現場責任者の業務遂行に必要な資格等の確認がなされていないものなど、仕様書に定める事項が順守されていないものがみられた。

仕様書に定める事項を順守することは、適正な履行品質の確保に当たり重要であることから、今後は、内容を十分確認のうえ、基本的な事項についてもチェックを強化し、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【保健福祉局高齢保健福祉部、保健福祉局障がい保健福祉部、東区市民部、厚別区市民部】

【保健福祉局高齢保健福祉部、保健福祉局障がい保健福祉部】

ア 産業廃棄物処理の委託に関する事務において、以下の事例がみられた。

- (ア) 見積書を徴取せず、参考見積をもって契約を締結しているもの
- (イ) 契約書を取り交わす必要があるため、契約締結伺（二次伺）を省略できないが、これを省略しているもの

今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

【厚別区市民部】

イ 産業廃棄物処理の委託に関する事務について、以下の事例がみられた。

- (ア) 契約書を取り交わす必要があるため、契約締結伺（二次伺）を省略できないが、これを省略しているもの
- (イ) 法令で定められている収集運搬業許可証及び処分業許可証が契約書に添付されていないもの
- (ウ) 産業廃棄物管理票（統一マニフェスト）に記載された最終処分終了日より前に履行検査を行っているもの

産業廃棄物の処理については、法令等により、その事務処理方法が厳格に規定されていることから、今後は関係法令等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

【東区市民部】

ウ 複合複写機を廃棄する際に、産業廃棄物の広域認定制度(*)に基づき、製造業者に回収・処理を委託していたが、産業廃棄物処理委託契約を締結しておらず、契約書に添付すべき認定証の写しの確認もされていなかった。

産業廃棄物の処理については、法令等により、その事務処理方法が厳格に規定されていることから、今後は関係法令等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(*) 廃棄物の広域認定制度：製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の

処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体毎の許可を不要とする特例制度。製造事業者等は、環境大臣の認定を取得する必要がある。

(3) 物品購入に関する事務を適正に行うべきもの

【厚別区市民部】

物品を購入した際の受入検査については、物品検査員が立会人の立ち会いのもとに行わなければならないとされている。

しかしながら、LPガスの納入に係る受入検査において、検査が適正に行われていないものがみられた。

今後は、関係規程等を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 物品の借受に関する事務を適正に行うべきもの

【東区市民部】

借受をする物品の受入検査については、物品を購入した際の受入検査と同様、納入と同時に納品書の提出を受け、物品検査員が立会人の立ち会いのもとに行わなければならないとされている。

しかしながら、借受期間中の履行検査については毎月行われているものの、納入された際の受入検査が行われていないものがみられた。

今後は、関係規程を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 石油製品の購入に関する事務を適正に行うべきもの

【東区保健福祉部】

給油指図書により給油を行った際は、契約者（給油業者）から同指示書に給油数量等の記載を受けることとされているが、給油数量の記載を受けないまま納品伝票により数量を確認して事務処理を行っているものがみられた。

今後は、関係規程を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの

【保健福祉局高齢保健福祉部、東区保健福祉部、白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

【東区保健福祉部、白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

ア 概算払により交付している高齢者福祉の増進等を目的とした老人クラブ等への補助金交付に関する事務処理において、以下のとおり不適切な事例がみられた。

【東区保健福祉部、白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

(7) おとしより憩いの家運営費補助金の交付を受ける団体は、同補助要綱にて、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした書類、会計帳簿等を備え、補助対象期間の運営が完了したときは、実績報告書に会計帳簿等を添えて提出することとされているが、この会計帳簿等の提出を受けていないもの

【東区保健福祉部】

(i) おとしより憩いの家運営費補助金の補助金額の確定に際し、補助対象とならない経費を補助対象としているもの

【東区保健福祉部】

(ii) 老人クラブ活動費補助金について、交付額の確定及び精算の事務処理において、以下のように不備のある申請書類を受け取ったまま処理を行っているもの

- a 事業実績報告書の記載事項について、訂正印等がないまま訂正を行っているもの
- b 事業実績報告書に決算書の写しが添付されていないもの
- c 概算金精算書の記載方法を誤っているもの

【白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

(iii) 老人クラブ活動費補助金について、交付額の決定、確定及び精算の事務処理において、以下のように不備のある申請書類を受け取ったまま交付決定等の処理を行う、あるいは補助金額の確定処理の際に補助対象経費等の取扱いを誤るなどしているもの

【厚別区保健福祉部】

- a 補助金交付申請書等の記載事項について、訂正印等がないまま訂正を行っているもの

【白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

- b 交付申請書に記載された会員数と、申請書に添付された会員名簿の実質的な会員数とが相違しているもの

【白石区保健福祉部】

- c 実績報告書上の使途の記載が明確さに欠けているもの

【白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

- d 補助金額の確定に際し、提出を受けた経費内訳書の記載内容によると補助対象外と判断される経費を補助対象としているもの

補助金は、公益上必要があると認めた場合に、公正かつ効率的な運用の下に交付すべきものであり、交付決定等に係る事務手続きが正確に行われないことは、申請者間の公平性を欠くことはもとより、本市の行財政運営に対する市民の信頼低下を招いてしまうものである。

今後は、関係規程等の内容を十分に把握し、交付決定に当たっては、対象となる経費や算定の根拠となる書類の一つひとつが補助金額を確定させるための重要な資料であることを踏まえ、慎重に申請書類等の審査を行い、適正な事務の執行に努められたい。

【保健福祉局高齢保健福祉部】

- イ 軽費老人ホームの事務費に対する補助金の額は、施設側の事務費実支出額の年間合計額又は事務費基準額の年間合計額のいずれか少ない額から、施設側が利用者から徴収した利用料の年間合計額を控除して得た額とすることとしている。

このうち、利用者から徴収する額（以下「本人徴収額」という。）は「札幌市軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針」（以下「指針」という。）により、施設の種類や入所者数により具体的な額（月額）が定められている。

しかしながら、事業終了時に施設側から提出された事業実績報告書の事務費本人徴収額は、指針で定めた本人徴収額（月額）を下回る額に基づき計算されていたため、本来は施設側が利用者から徴収すべき額との差額について、これを市が補助金として補填しているものがみられた。

今後は、提出された書類の審査を慎重かつ的確に行い、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 特殊勤務手当（日額）の支給に関する事務を適正に行うべきもの

【保健福祉局障がい保健福祉部】

日額の特種勤務手当の額は、手当の対象となる業務に従事した時間が4時間15分以下となった場合、当該手当の10分の6に相当する額に減額して支給することとされている。

しかしながら、知的障害者更生相談所ではこの取扱いを誤認し、午後のみ当該業務に従事した場合（4時間15分）であっても、減額せずに手当を支給

しているものがみられた。

今後は、チェック体制を強化し、適正な事務の執行に努められたい。

2 財産管理事務

(1) 金券の管理に関する事務を適正に行うべきもの

【厚別区市民部】

金券の管理に関する事務について、一部、受払簿等による管理が行われな
いまま、長期間保管されているものがみられた。

金券は現金同様の取扱いが求められるため、日々の受払及び保管数につい
て記録し、少なくとも月1回は検査を行うなど、適正かつ確実な管理を行う
よう努められたい。

3 行政運営事務

(1) 地方公務員法の規定に基づく宣誓書への署名を適正に行うべきもの

【保健福祉局高齢保健福祉部、東区保健福祉部】

札幌市では、地方公務員法第31条の規定に基づき制定した札幌市職員の服
務の宣誓に関する条例第2条において、新たに職員となった者は、所定の様
式に定める宣誓書に署名をしてからでなければ、その職務を行ってはなら
ないと定めているが、臨時的任用職員の任用において、この署名を行わ
せていないものがみられた。

地方公務員法第30条は、すべての職員が全体の奉仕者として公共の利益
のために勤務し、職務の遂行に当たり全力を挙げてこれに専念しなければ
ならないことを服務の根本基準としている。

その上で、同法第31条により、条例の定めによる服務の宣誓を行うこと
を職員の義務として規定し、札幌市では、全体の奉仕者として誠実かつ公
正に職務を執行すること等を宣誓書の内容としているのであるから、今後は、
宣誓書への署名を適正に行われたい。

(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの

【保健福祉局障がい保健福祉部、白石区市民部、
白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定
している。

この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全

な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。

また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。

監査の結果、以下の事例がみられた。

【白石区保健福祉部】

ア 役務の委託に当たり、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された暴力団排除に関する記載がないもの

【保健福祉局障がい保健福祉部、白石区市民部、厚別区保健福祉部】

イ 公有財産の使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する誓約書を徴取していないものや使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないもの

[下線部は、保健福祉局障がい保健福祉部、白石区市民部のみ]

上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 内部統制上の課題を解消し、円滑な制度運営に努めるべきもの

【保健福祉局高齢保健福祉部】

市の事務処理誤りにより、高額医療・高額介護合算制度(*)の制度利用者に払い戻した給付金が過大となり、返還を求める事案が生じた。

この誤りの原因には、市の介護保険制度を統括する貴部において、制度変更に伴う変更後の具体的な事務処理手順をマニュアルに反映していなかったこと、合算制度における給付額を適正に算定するために欠くことができない事務の進捗状況について、組織内での共有が図られていなかったことや管理監督者による適切な関与がなかったこと、実務を担う区保健福祉部への事前の情報提供が十分ではなかったことなどが挙げられるが、これは、事務の適切な執行を確保するための内部統制に不備があったと言わざるを得ない。

この内部統制の不備は、区や関係機関の業務への影響にとどまらず、制度利用者に、一度受け取った給付金を返還することに伴う負担感を与えるとともに、返還に係る手間を強いるなど、大きな影響を及ぼしたと考える。

今後は、制度統括部としての内部統制上の課題を解消し、的確な事務処理を含めた円滑な制度運営に努められたい。

- (*) 高額医療・高額介護合算制度：介護保険と医療保険における1年間の自己負担額の合計額が高額となった場合に、負担軽減のため、上限額を超えた金額を払い戻す制度

第2 基本的順守事項

今回の監査において、指摘事項とはしていないものの、今後の事務執行に際して、留意すべき事項は次のとおりである。

1 固定資産台帳の登録に関する事務について

【保健福祉局障がい保健福祉部、東区市民部、東区保健福祉部、白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

取得金額が100万円以上の備品について、固定資産台帳に登録することとされているが、この事務処理に際し、以下の事例がみられた。

【保健福祉局障がい保健福祉部、東区市民部、東区保健福祉部、白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

- (1) 該当する備品について、登録を行っていないもの

【保健福祉局障がい保健福祉部、東区市民部、東区保健福祉部】

- (2) 廃棄した備品について、減少の登録を行っていないもの

【保健福祉局障がい保健福祉部】

- (3) 同一備品の重複等、登録内容に誤りがあるもの

2 重要な物品の現在高報告に関する事務について

【保健福祉局障がい保健福祉部、東区市民部、白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

本市が所有する価格100万円以上の「重要な物品」については、毎年度、その現在高を市会計管理者に報告しなければならないが、この報告書の内容について、以下の事例がみられた。

【保健福祉局障がい保健福祉部、東区市民部、白石区保健福祉部、厚別区保健福祉部】

- (1) 該当する備品について、現在高の報告を行っていないもの

【保健福祉局障がい保健福祉部】

- (2) 現在高を誤って報告しているもの

3 備品の出納管理に関する事務について

【保健福祉局高齢保健福祉部、東区市民部、白石区保健福祉部、厚別区市民部、厚別区保健福祉部】

備品の出納管理に関する事務について、以下の事例がみられた。

【厚別区保健福祉部】

- (1) 購入した備品が、備品出納簿及び同使用簿に記載されていないもの
- (2) 備品出納簿に受入金額を誤って記載しているもの

【保健福祉局高齢保健福祉部、東区市民部、白石区保健福祉部、厚別区市民部】

- (3) 備品を廃棄する際は、不用物品処分伺書により所定の決裁を受けることとされているが、この不用決定手続きを行っていないもの

4 借受物品の出納管理に関する事務について

【東区市民部】

備品出納簿及び同使用簿の記載において、以下の事例がみられた。

- (1) 借受した物品が記載されていないもの
- (2) 借受期間が満了となった物品について、返納の記載がないもの

5 営業車チケットの交付に関する事務について

【保健福祉局高齢保健福祉部】

チケットを交付する際は、チケット簿冊に綴り込まれている交付先記載表に交付年月日や交付者氏名を記載することとされているが、この記載を行っていないものが散見された。

6 S A P I C Aの使用に関する事務について

【東区市民部】

S A P I C A使用簿において、毎月の使用及び保管状況についての報告がなされていないものがみられた。